

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第18条の5を第18条の6とし、第18条の4を第18条の5とし、第18条の3を第18条の4とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の3 任命権者は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、当該職員の請求により、子育て部分休暇を承認するものとする。ただし、公務運営に支障がある場合は、この限りでない。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の3に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。